

防火対象物状況表

は特定防火対象物

(150 ㎡以上)

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

防火対象物（消防法施行令別表第 1）			対象物数
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	4
	ロ	公会堂又は集会場	91
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	0
	ロ	遊技場又はダンスホール	7
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ、及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	0
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品の個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	3
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	0
	ロ	飲食店	114
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	264
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	15
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	2,037
(6)	イ 次に掲げる防火対象物	(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （i）診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（i）において同じ。）を有すること。 （ii）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床又は同項第 5 号に規定する一般病床を有すること。	1
		(2) 次のいずれにも該当する診療所 （i）診療科名中に特定診療科名を有すること。 （ii）4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	2
		(3) 病院（（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	7
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	67
	ロ 次に掲げる防火対象物	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	52
		(2) 救護施設	0
		(3) 乳児院	1
		(4) 障害児入所施設	0
		(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であって、同条第 4 項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）	12

ハ 次に掲げる 防火対象物	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)	21
	(2)	更生施設	0
	(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	29
	(4)	児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)	14
	(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	26
	二	幼稚園又は特別支援学校	
(7)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの		148
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		5
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	1
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	0
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)		0
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		84
(12)	イ	工場又は作業場	1,527
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	54
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	2
(14)	倉庫		1,228
(15)	全各項に該当しない事業場		798
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	384
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	224
(16)の2	地下街		0
(16)の3	建築物の地階((16)の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)		0
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物		1
(18)	延長50メートル以上のアーケード		0
(19)	市町村長の指定する山林		0
(20)	総務省令で定める舟車		0
計			7,246

防火対象物別 防火・防災管理者選任状況

(令和8年4月1日現在)

項目			種目		防火管理者 選任者数		防災管理者 選任者数
					甲種	乙種	
(1)	イ	劇場、映画館等			1		
	ロ	公会堂又は集会場			56	56	
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等					
	ロ	遊技場又はダンスホール			4	1	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等			3		
(3)	イ	待合、料理店等					
	ロ	飲食店			29	117	
(4)		百貨店、マーケット等			116	53	1
(5)	イ	旅館、ホテル等			12		1
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅			128		
(6)	イ	(1) 病院			1		
		(2) 診療所			1		
		(3) 病院〔(1)に掲げるものを除く〕入院施設を有する診療所〔(2)に掲げるものを除く〕、入所施設を有する助産所			5		1
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所、助産所			11	4	
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等			43		
		(2) 救護施設					
		(3) 乳児院			1		
		(4) 障害児入所施設					
		(5) 障害者支援施設等			9		
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等			14	2	
		(2) 更生施設					
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園等			24	4	
		(4) 児童発達支援センター等			5		
		(5) 身体障害者福祉センター等			7	1	
	ニ	幼稚園、特別支援学校			10		

(7)		小・中学校、高等学校、大学、各種学校等	36	4	
(8)		図書館、博物館、美術館等	3		
(9)	イ	公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場等）	1		
	ロ	イ以外の公衆浴場			
(10)		車両の停車場等			
(11)		神社、寺院、教会等	6		
(12)	イ	工場又は作業場	144		12
	ロ	映画・テレビスタジオ			
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場			
	ロ	飛行機等の格納庫			
(14)		倉庫	86		
(15)		前各項に該当しない事業場	82	9	3
(16)	イ	特定複合用途防火対象物	220	23	3
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	18		1
計			1,076	273	22

用途・月別建築同意件数

(令和7年度)

月別 項目			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
(1)	イ	劇場、映画館等													
	ロ	公会堂又は集会場								1					1
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等													
	ロ	遊技場又はダンスホール													
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等													
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等													
(3)	イ	待合、料理店等													
	ロ	飲食店			1	1		1		1					4
(4)		百貨店、マーケット等		1	1				1	1	1	1			6
(5)	イ	旅館、ホテル等													
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅		2	1				1	2	1	2			9
(6)	イ	(1) 病院													
		(2) 診療所													
		(3) 病院〔(1)に掲げるもの除く〕、入院施設を有する診療所〔(2)に掲げるものを除く〕、入所施設を有する助産所													
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所等					1		1			1			3
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等		1		1									2
		(2) 救護施設													
		(3) 乳児院													
		(4) 障害児入所施設													
		(5) 障害者支援施設等									1				1
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等													
		(2) 更生施設													

(6)	ハ	(3)	助産施設、保育所、幼保 連携型認定こども園等		1	1	2							1	5
		(4)	児童発達支援センター等												
		(5)	身体障害者福祉センター等												
	二	幼稚園、特別支援学校													
(7)		小・中学校、高等学校、大学・各種学校等					1			1					2
(8)		図書館、博物館、美術館等													
(9)	イ	公衆浴場(蒸気浴場・熱気浴場等)													
	ロ	イ以外の公衆浴場													
(10)		車両の停車場等													
(11)		神社、寺院、教会等												1	1
(12)	イ	工場又は作業場	3	1	3	2	1	4	1	1	2	4	2	4	28
	ロ	映画・テレビスタジオ													
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場		1							1		1		3
	ロ	飛行機等の格納庫													
(14)		倉庫	2		3	2	3	1	2	1	3	1	5		23
(15)		前各項に該当しない事業場	1	2	2	2	1	2	2	1		2	3	1	19
(16)	イ	特定複合用途防火対象物								1	1		1		3
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物					1		1						2
専 用 住 宅			3	7	10	8	11	14	20	5	17	10	8	10	123
そ の 他							1	1	2						4
計			9	16	22	18	20	23	31	15	27	21	20	17	239

中高層建築物（３階以上）

（150 m²以上）（令和８年４月１日現在）

項目 \ 階			3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階以上	計
(1)	イ	劇場、映画館等	1									1
	ロ	公会堂又は集会場	2	2	1							5
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等										
	ロ	遊技場又はダンスホール	1									1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等										
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等										
(3)	イ	待合、料理店等										
	ロ	飲食店	2									2
(4)		百貨店、マーケット等	12	2	1							15
(5)	イ	旅館、ホテル等	2		2	2	1		1	2	1	11
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	364	202	68	32	22	30	21	13	48	800
(6)	イ	(1) 病院				1						1
		(2) 診療所	2									2
		(3) 病院〔(1)に掲げるものを除く〕、入院施設を有する診療所〔(2)に掲げるものを除く〕、入所施設を有する助産所	3	2					1			6
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所等	9	1								10
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等	6	2	1					1		10
		(2) 救護施設										
		(3) 乳児院										
		(4) 障害児入所施設										
		(5) 障害者支援施設等	2									2
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	2		1		1					4
		(2) 更生施設										
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園等										
		(4) 児童発達支援センター等	1									1
		(5) 身体障害者福祉センター等	3									3

(6)	二	幼稚園、特別支援学校	3									3
(7)		小・中学校、高等学校、大学、各種学校等	39	17	2	1						59
(8)		図書館、博物館、美術館等		1								1
(9)	イ	公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場等)	1									1
	ロ	イ以外の公衆浴場										
(10)		車両の停車場等										
(11)		神社、寺院、教会等	1									1
(12)	イ	工場又は作業場	144	35	16	3	5	1				204
	ロ	映画・テレビスタジオ										
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	3	2								5
	ロ	飛行機等の格納庫										
(14)		倉庫	76	40	22	4	2					144
(15)		前各項に該当しない事業場	112	29	13	4	3	2				163
(16)	イ	特定複合用途防火対象物	109	26	17	6	12	1		1	2	174
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	73	28	10	6	2	1	1	1	2	124
計			973	389	154	59	48	35	24	18	53	1,753

届出事務処理状況（その１）

（令和 7 年度）

区分 月別	ス プリ ン ク ラ ー 設 備	屋 外 消 火 栓 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	泡 消 火 設 備	粉 末 消 火 設 備	連 結 送 水 管	自 動 火 災 報 知 設 備	非 常 警 報 設 備	放 送 設 備	誘 導 灯	避 難 器 具	そ の 他	計
4 月			2		2		11	2		10		2	29
5 月			1		1		10			2			14
6 月	2	1		1	1		13	1		6	5	2	32
7 月	1		1	2			9	2	1	9	1		26
8 月	1						7	2	1	1	2	2	16
9 月	2		1	2			7	1	1	5	1	2	22
10 月	1	1	1		1		22	5	3	8	2	3	47
11 月	1		2		1	1	9			6	1	2	23
12 月	1		1	1			12	1	1	7		5	29
1 月		1	1		1		8	4	3	5	3	2	28
2 月							9	1		5	1		16
3 月		2	2				16	2	1	8		2	33
計	9	5	12	6	7	1	133	21	11	72	16	22	315

※誘導灯には高輝度蓄光式誘導標識を含む。

届出事務処理状況（その2）

（令和7年度）

区分 月別	防火対象物使用開始届	防火管理者選任（解任）届	消防計画（防火）作成（変更）届	防災管理者選任（解任）届	消防計画（防災）作成（変更）届	消防訓練実施届	防火対象物点検結果報告書	消防用設備等点検結果報告書	発電・変電・蓄電池設備設置届	炉・ボイラー等設置届	喫煙・裸火使用等禁止行為解除申請書	その他	計
4月	21	53	68	4	6	97	5	251	7	6	9	11	538
5月	16	33	41			122	6	177	8	7	6		416
6月	10	23	27	1	1	83	7	225	2	7	2	5	393
7月	13	23	27	1	1	48	5	277	6	9	1	11	422
8月	16	21	24	1	1	78	4	221	9	1	2	7	385
9月	16	22	25		1	126	3	261	9	16		5	484
10月	11	29	33	1	1	168	6	220	10	3	4	5	491
11月	23	21	21			104	10	160	6	7		8	360
12月	19	31	31			75	14	338	9	5	2	6	530
1月	18	14	14			54	7	152	5	1	2	5	272
2月	13	15	15	1	1	107	9	153	12	4	2	4	336
3月	15	29	32	2	2	105	56	244	16	6	11	14	532
計	191	314	358	11	14	1,167	132	2,679	99	72	41	81	5,159